

2018春闘

「働き方改革」を確かなものに

18春闘

あなたは何を
書き込みますか？

日教組は1月23日の春闘討論集会を開催し、2018年の重要課題について議論を行いました。とりわけ昨年5月に法改正が行われた「地方自治法の一部改正」が、非正規職員に及ぼす影響が大きいとの認識の下、18春闘の課題として設定し当局との交渉を進めることを合意しました。ここでは、その概略を示し改正によって有利なることがら不利になる可能性のあることがらについてまとめてみました。

法改正の主旨は「一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備をはかるとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行をはかる」となっています。わかりにくい表現ですが、これまで非常勤職員として雇用されてきた人たちが「地公法3の3」による特別職の扱いを変更しようというものです。具体的には、小学校でいわゆる「まなび」と称して1年生・2年生の学級補助要因とされてきた非常勤教職員の問題です（これ以外にも学校の講師、給食調理員、図書館職員、ALT、部活動指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療ケアのために置かれる看護師、言語聴覚士、作業療法士理学療法士、就労支援コーディネーター、特別支援教育支援員等の特別支援教育関係の外部人材等がありますが、例として「まなび」を取り上げています）。「まなび」の位置づけは特別職とされ、地方公務員法の適用を受けず労働基準法が適用されますが、ある意味で有利な公務員待遇から外されてきました。また特別職は「専門性を有し」かつ「労働者が低い」と規定されていて、学術研究などの専門性の高い職を想定されていたから、必要な期間だけの雇用ということになっています。ですから夏休みなどの長期休業中は解雇(?)の扱いとなって無給となっています。専門性よりも「労働者性が高い」にもかかわらず特別職として雇用している「まなび」等を一般職として雇用するとい

うものです。

日経新聞(17年5月11日)は「地方自治体の一般職の非常勤職員に期末手当(ボーナス)を支給できるようにする改正地方自治法などが11日、衆院本会議で賛成多数で可決、成立した」と報道しました。これまで、一部の非正規職員にのみボーナスが支給されていたことからすれば朗報といえるかも知れません。しかし、各自治体の条例制定においてどの程度反映されるかが問題点でもあります。条例制定の日程は、全国の人事委員会や各自治体での検討を経て2020年春からの実施予定です。遅くとも19年の2月の地方議会で関係条例の改正を行わないと間に合わない情勢になっています。今春闘の課題としてさし迫ったものとなっている理由です。

課題の一つは一時金の支給に関わってです。

改正法は203条2の4項で、パートタイムの任用職員には「期末手当を支給することができる」との定めがあります(常勤講師には給料や諸手当が支給されています)。しかしこれは一時金を必ず「支給しなければならない」という規定ではなく、自治体の判断によって「支給できる」ということです。自治体の条例次第では不支給も違法ではないのです。また、「一時金は出すが、賃金は減らす」ということも考えられなくもありません。配分の問題に矮小化させない取組が重要です。

もう一つは有期雇用の厳格化で「雇い止め」が出るという問題です。

非正規職員の大きな要求は賃金アップと同時に雇用をどう継続していけるかです。特に年度末になるたびに「次年度の職はあるのだろうか」と毎年心配しなければならないというのは切実な悩みです。改正法でもこの点についてはなんらの改善をしていません。「会計年度任用」という名称からも「最長1年」(会計年度の範囲内)という規定が厳格化される恐れもあります。実際には再任用(民間の契約更新)を繰り返して長期に働いている人に対し、「法律で1年とされた」ことを根拠に雇い止めすることが起こりかねないということです。当局との交渉や監視など労働組合の取り組みが大切です。同時にいわゆる「空白の1日」への解消も取り組むべき課題です。

適用法令が変わることへの問題点をどう考えるかという問題点も。

現在「まなび」(特別職非常勤職員)はストライキ権を含む労働基本権が認められていますが、これは地公法の適用除外になっているためです。「会計年度任用職員」に移行されれば地公法の適用となり、他の公務員並に労働基本権は制約を受けます(ただし、現業職員の場合は労働協約締結権があり、労働委員会の活用も可能です)。

長時間労働の歯止めがなくなる恐れもあるかもしれないという問題もあります。

会計年度任用職員という考え方の中に、フルタイム労働とパート労働という区分が設けられています。基準になっているのは正職員の労働時間と同じかどうかです。それまでフルタイムだった人を1日15分だけ短くしてパートに移すことも可能です。給料や諸手当を支払わなけ